

島本町小中一貫教育推進協議会設置要綱

(平成20年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町小中一貫教育推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、次の職務を行う。

- (1) 島本町小中一貫教育に係る内容及び課題についての検討
- (2) 各小中学校の取組み内容及び課題についての検討
- (3) 小中一貫教育に係る研修会等への参加及び先進地視察等
- (4) その他、小中一貫教育の推進に必要な事項

(協議委員)

第3条 協議会の協議委員は、15名以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町立小中学校校長代表 1名
- (2) 町立小中学校教頭代表 1名
- (3) 町立小中学校教諭代表 各校1名
- (4) 学識研究者 2名
- (5) 町教育委員会事務局 1名
- (6) その他会長が必要と認める者

2 協議委員の任期は、1年とし再任を妨げない。なお、協議委員が欠けた場合における補欠の協議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第4条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、協議委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、協議委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 議長は、協議会に必要な応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、島本町教育センターに置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。